

中小企業の法的課題解決支援のための
経済産業省中小企業庁と日本弁護士連合会の連携強化について

平成22年3月18日
経済産業省中小企業庁
日本弁護士連合会

経済産業省中小企業庁と日本弁護士連合会は、中小企業が様々な法的課題に直面していることを踏まえ、共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携について」(平成19年2月6日)を策定し、両組織が連携して、弁護士による法的サポートの促進に取り組んできたところである。

今般、日弁連中小企業法律支援センター(通称:ひまわり中小企業センター)がコールセンター事業を開始するに当たり、以下のとおり、中小企業の法的課題の解決により一層努めることとする。

1. ひまわり中小企業センター

日本弁護士連合会は、中小企業のニーズに応え、中小企業の弁護士へのアクセス障害を解消するため、ひまわり中小企業センターにおいてコールセンター事業(愛称:ひまわりほっとダイヤル)を開始し、各地の中小企業が弁護士に対し、債権回収、契約相談、労使関係、事業承継、下請取引等の法的課題全般に関して相談できる体制を整備する。また、各地の弁護士会は中小企業の法的課題の解決支援に取り組む体制を整備し、中小企業団体との連携を強化する。

中小企業庁としても、中小企業に対して、これらの取組みに関する情報提供を行うとともに、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、財団法人全国中小企業取引振興協会等関係団体に対し、各地で連携強化が図られるよう協力を要請する。

2. 主要な法的課題への支援

中小企業庁は、中小企業再生支援協議会における事業再生、下請かけこみ寺における相談、ADR業務等、各般に亘り、中小企業の経営課題の解決を支援している。更に平成22年度からは、中小企業応援センターにおける専門家派遣、事業承継支援事業を実施することとしているが、こうした支援施策の政策的意義を高めるため、弁護士が積極的に参画することを期待する。

一方、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会は、これまでも中小企業の法的課題を公正かつ迅速に解決する専門家として貢献してきたものであるが、引き続き中小企業の支援施策の円滑な実施に協力するとともに、事業再生の専門人材の養成、下請取引に関する法令遵守についての相談対応、普及啓発等、中小企業支援に対する一層の参加拡大に努める。

3. 両組織の継続的な意見交換

中小企業庁及び日本弁護士連合会は、上記の取組が着実に進展し、中小企業の法的課題解決支援の一層の強化が図られるよう、継続的に意見交換を行うものとする。